

既に加入している方も商工会へ事務委託ができます!!

労働保険の加入手続きはお済ですか？

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称です。原則として、雇用形態に関わらず労働者を一人でも雇った場合、加入手続きを行う必要があります。また、労働災害により負傷した場合は、健康保険は使えません。

面倒な手続きは商工会へお任せください!!

分割納付が可能

金額にかかわらず、労働保険料を年3回(7月・10月・1月)に分けて納付できます。

労災特別加入

事業主や家族従事者、法人の役員も従業員と同様に労災保険の適用ができます。

事務処理の軽減

事業主に代わり、ハローワーク・監督署へ手続きや保険料の申告納付を行います。

委託手数料について (税込価格)

- ①基本料金：月額 2,200 円
- +
- ②従業員割：1名につき月額 110 円 ※パート、アルバイトを含みます
- +
- ③特別加入：1名につき月額 110 円

お気軽にお問い合わせください!!

労働保険事務組合新座市商工会

〒352-0011 新座市野火止1丁目9番62号
TEL:048-478-0055 FAX:048-478-0048

※内容等の状況によりお受けできない場合もございますので、その際にはご容赦願います。

一人親方労災保険加入のご相談も受け付けております。
詳しくは裏面をご確認ください。

